

第69号議案 長崎市福祉医療費支給条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の理由	2
2 改正の内容	2
3 新旧対照表	5

福 祉 部
こ ど も 部
令和8年6月

1 改正の理由

こども、障害者などに係る医療費の一部を支給する福祉医療費について、0歳児の自己負担額を無償化することなどに伴い、支給額や支給手続などを定めた長崎市福祉医療費支給条例（以下「条例」という。）の一部を改正するもの。

2 改正の内容

(1) 0歳児の自己負担額の無償化

ア 支給額

【現行】保険診療に係る一部負担金から自己負担額（※）を差し引いた額を支給

（※）自己負担額…1医療機関あたり、1日上限800円、ひと月上限1,600円（調剤薬局は自己負担なし）



【改正後】自己負担なし

特に子育てに係る負担が大きい時期の支援を拡大することで、こどもを産み育てたいと考える気持ちを後押し【少子化対策】

イ 施行期日

令和8年12月1日

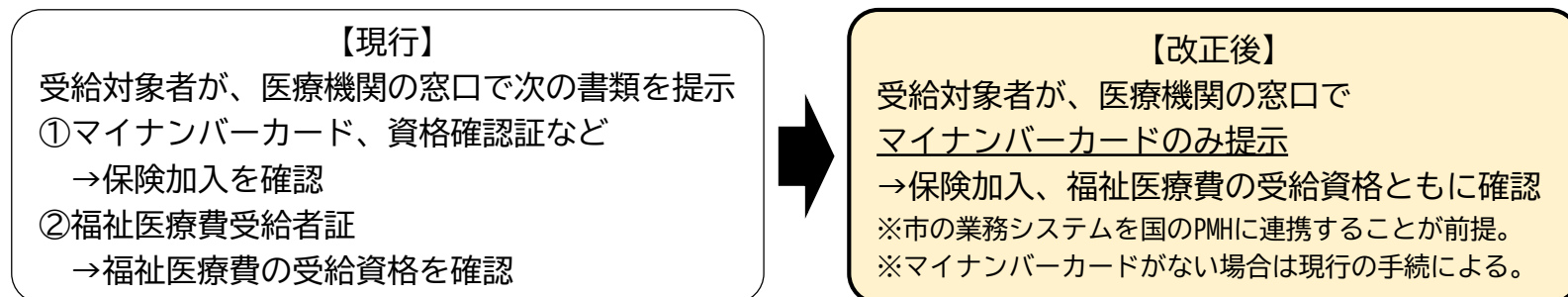
・R8年度当初予算計上時点では、業務システム改修の期間を考慮しR9.1月開始としていたが、その後のシステム業者との詳細協議により、システム改修の前倒しが可能となったため、施行期日を1か月早めるもの。

ウ スケジュール

区分	R8									R9		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
条例改正	→											
関係団体との調整	→											
周知				→								
受給者証発送								→	→	→		
システム改修		→							→	→		
無償化開始									→	→		

(2) 現物給付に係る支給手続の簡素化

ア 支給手続（現物給付の場合）

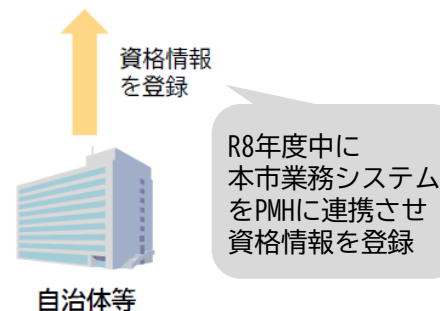


★PMH（Public Medical Hub）利用イメージ（出典：厚生労働省 医療費助成のオンライン資格確認自治体説明会資料）



◎想定されるメリット

- ✓ マイナ保険証1枚で受診可能で、紙の受給者証を持参する手間が軽減。
紛失リスクがなくなり、持参忘れによる再来院も防止。
- ✓ 医療費助成の資格確認に関する事務負担や受給者証情報の手動入力の負担を削減。
- ✓ 正確な資格情報に基づき請求を行えるため、資格過誤請求や自治体への照会が減少し、医療費の請求・支払に係る事務負担が軽減。受給者証忘れによる償還払いの事務も減少。
- ✓ マイナ保険証の利便性向上によって、マイナ保険証の利用が促進され、患者本人の薬剤や診療のデータに基づくより良い医療の提供が図られる。



イ 施行期日

令和9年4月1日

(3) 居住地特例の対象施設の追加

ア 居住地特例

居住地の市町村が障害福祉サービスの実施主体となる原則の例外として、特定の施設等の入所者等については、入所等する前に居住地を有していた市町村が事務や給付の実施主体となる。

イ 対象施設

居住地特例の対象施設については、条例に次のとおり規定しているが、H18年の障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）施行及びR4年の障害者総合支援法の一部改正に伴い、新たに規定すべき施設が生じていることから、今回条例を改正するもの。

【現行】

- ①児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設
- ②障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設又は同条第18項に規定する共同生活援助を行う住居



【改正後】

- 現行の①、②に次の③～⑦を追加
- ③のぞみの園
 - ④療養介護を行う病院
 - ⑤生活保護法第30条第1項ただし書の施設
 - ⑥有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム
 - ⑦特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院

本来であれば、③～⑤はH18.10.1に、⑥～⑦はR5.4.1に規定すべきであったもの。

ウ 施行期日 公布の日

(4) その他所要の整備

ア 医療保険各法の定義の見直し

「医療保険各法」の定義に「高齢者の医療の確保に関する法律」を含めるよう今回所要の整備を行うもの。

イ 施行期日 公布の日

3 新旧対照表

改正後	改正前
○長崎市福祉医療費支給条例 第1条 [略] (定義) 第2条 1～10 [略] 11 この条例において「施設」とは、次に掲げる施設、 <u>病院又は住居をいう。</u> (1) [略] (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第6項に規定する療養介護を行う病院、同条第11項に規定する障害者支援施設又は同条第18項に規定する共同生活援助を行う住居</u> <u>(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設又は同法第30条第1項ただし書に規定するその他の適当な施設</u> <u>(4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設</u> <u>(5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム</u> <u>(6) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設又は同条第25項に規定する介護保険施設</u>	○長崎市福祉医療費支給条例 第1条 [略] (定義) 第2条 1～10 [略] 11 この条例において「施設」とは、次に掲げる施設又は住居をいう。 (1) [略] (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第11項に規定する障害者支援施設又は同条第18項に規定する共同生活援助を行う住居</u>

改正後	改正前
1 2 この条例において「施設入所者」とは、施設に入所し、<u>入院し</u>、又は入居する者をいう。 1 3 [略] (1)～(6) [略] <u>(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）</u> 1 4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付並びに療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費をいう。ただし、食事療養及び生活療養に係る給付を除くものとする。 1 5 この条例において「一部負担金」とは、保険給付に関し、医療保険各法の規定により、この条例による福祉医療費の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）が負担すべき額をいう。ただし、当該支給対象者の疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付及び保険者等の負担による附加給付等が行われたときは、これらの額を控除した額とする。 1 6 この条例において「医療取扱機関」とは、医療保険各法の規定により医療を取り扱う病院、診療所又は薬局その他の者をいう。	1 2 この条例において「施設入所者」とは、施設に入所し、又は入居する者をいう。 1 3 [略] (1)～(6) [略] 1 4 この条例において「保険給付」とは、<u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）又は</u>医療保険各法に規定する療養の給付並びに療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費をいう。ただし、食事療養及び生活療養に係る給付を除くものとする。 1 5 この条例において「一部負担金」とは、保険給付に関し、<u>高齢者の医療の確保に関する法律又は</u>医療保険各法の規定により、この条例による福祉医療費の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）が負担すべき額をいう。ただし、当該支給対象者の疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付及び保険者等の負担による附加給付等が行われたときは、これらの額を控除した額とする。 1 6 この条例において「医療取扱機関」とは、<u>高齢者の医療の確保に関する法律又は</u>医療保険各法の規定により医療を取り扱う病院、診療所又は薬局その他の者をいう。

改正後	改正前
(支給対象者) 第3条 支給対象者は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である重度心身障害者、中度心身障害者、子ども、母子家庭の母、母子家庭の子、父子家庭の父、父子家庭の子、父母のない子及び寡婦のいずれかに該当する者（ただし、生活保護法の規定による保護を受けている者を除く。）であつて、本市の区域内に住所を有する者（施設入所者を除く。）又は施設に入所し、<u>入院し</u>、又は入居する直前（継続して2以上の施設に入所し、<u>入院し</u>、又は入居する場合にあっては、最初の施設に入所し、<u>入院し</u>、又は入居する直前）に本市の区域内に住所を有していた施設入所者とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。 (支給) 第4条 [略] (1) 重度心身障害者、子ども（<u>満1歳に達する日の前日の属する月の末日までの間にある者を除く。</u>）、母子家庭の母、母子家庭の子、父子家庭の父、父子家庭の子又は父母のない子 医療取扱機関（薬局除く。）ごとに、一部負担金に相当する額から控除する額の限度額を1月につき1,600円として、保険給付が行われた日ごとの一部負担金に相当する額から800円（当該一部負担金に相当する額が800円に満たないときは、その額）を控除して得た額及び薬局の保険給付に係る一部負担金に相当する額 (2)、(3) [略] (4) 子ども（<u>満1歳に達する日の前日の属する月の末日までの間にある者に限る。</u>） <u>一部負担金に相当する額</u>	(支給対象者) 第3条 支給対象者は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である重度心身障害者、中度心身障害者、子ども、母子家庭の母、母子家庭の子、父子家庭の父、父子家庭の子、父母のない子及び寡婦のいずれかに該当する者（ただし、生活保護法 <u>（昭和25年法律第144号）</u> の規定による保護を受けている者を除く。）であつて、本市の区域内に住所を有する者（施設入所者を除く。）又は施設に入所し、又は入居する直前（継続して2以上の施設に入所し、又は入居する場合にあっては、最初の施設に入所し、又は入居する直前）に本市の区域内に住所を有していた施設入所者とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。 (支給) 第4条 [略] (1) 重度心身障害者、子ども、母子家庭の母、母子家庭の子、父子家庭の父、父子家庭の子又は父母のない子 医療取扱機関（薬局を除く。）ごとに、一部負担金に相当する額から控除する額の限度額を1月につき1,600円として、保険給付が行われた日ごとの一部負担金に相当する額から800円（当該一部負担金に相当する額が800円に満たないときは、その額）を控除して得た額及び薬局の保険給付に係る一部負担金に相当する額 (2)、(3) [略]

改正後	改正前
第5～7条 〔略〕 <u>（受給資格の確認）</u> 第8条 支給対象者が医療を受けようとするときは、<u>次の各号に掲げるいずれかの方法によって医療取扱機関から受給資格の確認を受けなければならない。</u> <u>（1）受給者証を提示する方法</u> <u>（2）電子資格確認（医療保険各法に規定する電子資格確認をいう。）による方法</u> <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この条例は、令和8年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</u> <u>（1）第2条第11項各号列記以外の部分の改正規定、同項第2号の改正規定及び同項に4号を加える改正規定、同条第12項の改正規定、同条第13項に1号を加える改正規定、同条第14項から第16項までの改正規定、第3条の改正規定並びに次項の規定公布の日</u> <u>（2）第8条（見出しを含む。）の改正規定 令和9年4月1日</u>	第5～7条 〔略〕 <u>（受給者証の提示）</u> 第8条 支給対象者が医療を受けようとするときは、<u>医療取扱機関に受給者証を提示しなければならない。</u>

改正後	改正前
<u>(施設入所者に係る特例)</u> <u>2 平成18年10月1日から前項第1号に掲げる規定の施行の日前までの間に、市長が特例施設入所者（この条例による改正後の長崎市福祉医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第11項第2号（療養介護を行う病院に限る。）から第6号までに掲げる施設に入所し、入院し、又は入居する直前に本市の区域内に住所を有していた者をいう。）に関し支払った福祉医療費に相当する費用は、改正後の条例の相当の規定によって支給された福祉医療費とみなす。</u> <u>(経過措置)</u> <u>3 改正後の条例第4条第1号及び第4号の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る福祉医療費から適用し、同日前に行われた医療に係る福祉医療費については、なお従前の例による。</u>	